

報告者の名称： _____

(2) 銀行部門が発行した証券 (年未現在) (単位：億円)

投資家の 所在国名	株 式	中長期債券	新株予約権等	短期証券	コマーシャル・ペーパー		そ の 他		
					短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	う ち 投資信託
合 計									

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別（公的部門、銀行部門、その他部門）に、それぞれ別葉で作成すること。
 - 3 投資家の所在国別に集計して記入すること。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（ただし、「株式」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

「居住者発行円払証券に対する投資残高に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) (2) に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第3号
- (2) 報告省令第14条の2第3項第3号
- (3) 報告省令第14条の3第3項第3号
- (4) 報告省令第22条第3項第3号
- (5) 報告省令第22条第4項第3号

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記載する金額の単位

億円（単位未満四捨五入）

8. 報告対象となる取引等の内容

- (1) 報告者が非居住者のために保護預りを行っている円払証券（日本銀行又は証券保管振替機構に預託しているものを含む）のうち、居住者が本邦で発行した円払証券の毎年12月末現在の保有残高を、発行体である居住者の部門別（公的部門、銀行部門、その他部門）に報告すること。ただし、対内直接投資に係る円払証券は、報告対象に含めないこと。
- (2) 証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）および現先取引に係る残高の変動を反映させること。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄
 - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書きの有無は問わない。
 - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
 - ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
 - イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 各項目の記入について
 - イ. 「投資家の所在国名」欄には、円払証券を保有する投資家の所在国又は地域を記入すること。なお、国際機関の場合には取りまとめて「国際機関」として記入すること。
 - ロ. 「株式」欄には、株式のほか、出資の持分、投資信託証券のうちクローズドエンド型のもの及びオープンエンド型の会社型のものについて記入すること。
 - ハ. 「中長期債券」欄には、公社債（金融債を含む）のうち、原契約期間（発行時に予定されていた発行から償還までの期間をいう。以下同じ）が1年超の証券について記入すること。
 - ニ. 「新株予約権等」欄には、新株予約権（証券）、新株引受権証券（証書）又は社債引受権について記入すること。
 - ホ. 「短期証券」欄には、公社債（金融債を含む）のうち、原契約期間が1年以内の証券について記入すること。
 - ヘ. 「コマーシャル・ペーパー」欄には、コマーシャル・ペーパーについて、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分し

て記入すること。

- ト. 「その他」欄には、上記以外の証券について、当該証券の原契約期間により、1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。なお、投資信託証券のうちオープンエンド型の契約型のものは当欄に含めること。
- (6) 計数の記入にあたり、上段には、原則として時価を記入し（時価が不明である場合は、簿価により記入して差し支えない）、下段には、額面金額を記入すること。ただし、「株式」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。
- (7) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。この場合、各葉毎の小計は不要。
- (8) 本報告書により報告を要する取引がなかった場合には、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。なお、報告を要する取引があるものの、報告単位金額に満たない場合は、ゼロとして報告すること。